

昭和15年1月1日以前生まれの方に係る非課税措置

### が段階的廃止

## 地震保険料控除の創設 (平成20年度～)

地震保険料などの掛金の2分の1(最高2万5千円)が

控除されます。この控除の創設により、従来の損害保険料控除は廃止となります。

経過措置として、平成18年12月31日までに契約した長期

損害保険契約などの損害保険料控除は従前どおり適用されます。

※ 地震保険料と損害保険料のどちらも控除される場合は、合わせて最高2万5千円が控除されます。

(右表のとおり)  
これにより、税負担が増え  
ることになります。

定率減税は、平成11年から  
景気対策の特例措置として実  
施されてきました。当時と比  
べ、経済状況の改善がみえる  
ことから、廃止となります。

### 定率減税の廃止

住民税(所得割)		所得税	
現行 (平成18年度)	改正後 (平成19年度～)	現行 (平成18年分)	改正後 (平成19年分～)
所得割額の7.5% 相当額(最高2 万円)を減税	廃止	所得税額の10% 相当額(最高12 万5千円)を減 税	廃止

### 非課税措置の段階的廃止

町民税	均等割額		所得割額	
	県民税			
	均等割	森林環境保全税		
平成18年度	(1/3課税) 1,000円	(1/3課税) 300円	1/3課税	
平成19年度	(2/3課税) 2,000円	(2/3課税) 600円	2/3課税	
平成20年度	(全額) 3,000円	(全額) 1,000円	見直し予定	

住宅ローン減税  
(平成20年度～平成28年度)

税源移譲(税制改正)によ  
り所得税の住宅ローン減税控  
除額が減る場合があります。  
その場合、翌年度の住民税の  
減額で補うことができますの  
で申請をしてください。

※ただし、平成11年から平  
成18年までに入居された方が  
対象です。

問い合わせ先  
役場本庁税務課  
電話 0859-54-5208

皆さんへの  
お願い

確定申告(住民税申告)をしてください!

確定申告(住民税申告)に必  
要な書類を大切に

☆申告に必要な主な書類など  
・給与や公的年金等の源泉徴  
収票

・生命保険、個人年金、およ  
び損害保険の保険料控除証明  
書

・国民年金保険料控除証明書  
・医療費控除に必要な領収書  
・所得計算に必要な領収書な  
ど

場合や障害者控除、寡婦(寡  
夫)控除に該当する場合など  
については、申告により税額  
が大きく変わる場合がありま  
す。

国民健康保険に加入され  
ている場合は、所得申告がな  
いと軽減措置の対象であるか  
判断できませんので、必ず申  
告されるようお願いします。

ど

ることになります。

これにより、税負担が増え  
ることになります。